

こ 成 保 2 1
令和 5 年 4 月 21 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 19 日付け子発 0319 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「令和 3 年通知」という。）において、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、保育士の勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士であることが原則であるとの考え方は維持しつつ、短時間勤務の保育士の定義を見直し、併せて常勤の保育士の定義を明確化しましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義について

最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、次に掲げる者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうものとする。

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

2 その他

本通知に伴い、令和3年通知の一部を別紙のとおり改正する。

以上

【添付資料】

- ・（別紙1）「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日付け子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部改正【新旧対照表】
- ・（別紙2）「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日付け子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部改正【改正後全文】

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係